

7-6 地形及び地質

7-6-1 現況調査結果

重要な地形及び地質

対象事業実施区域及びその周辺には、重要な地形及び地質として、「河岸段丘及び段丘(吉野川)」、「音無川(瀬)」及び「金剛断層」が分布するとされている。



61

7-6 地形及び地質

7-6-2 最終処分場の存在による影響

予測結果

対象事業実施区域及びその周辺には、重要な地形及び地質として、「河岸段丘及び段丘(吉野川)」、「音無川(瀬)」及び「金剛断層」が分布するとされているが、対象事業実施区域には、これらの重要な地形及び地質の分布はなく、本事業の実施に伴う重要な地形及び地質の改変はないと予測される。

評価

本事業の実施により、重要な地形及び地質の改変はないことから、地形及び地質への影響は回避されていると評価する。

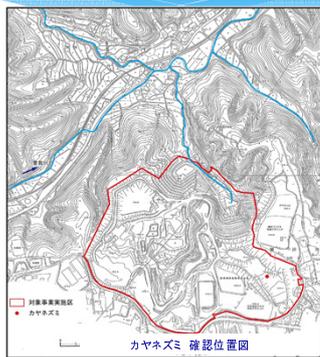
62

7-7 動物

7-7-1 現況調査結果

哺乳類

現地調査の結果、6目9科14種の哺乳類が確認された。  
重要な種としてはカヤネズミ(鼠)が確認された。



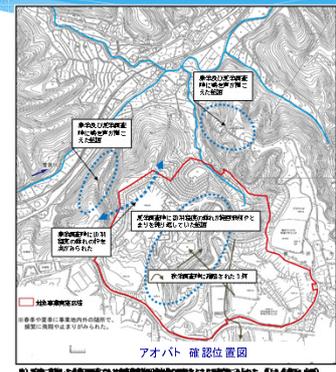
63

7-7 動物

7-7-1 現況調査結果

鳥類

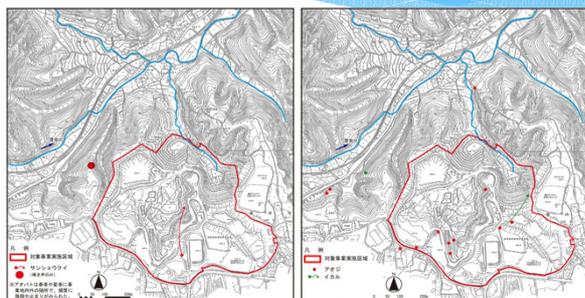
現地調査の結果、9目26科40種の鳥類が確認された。  
重要な種としてはオオタカ、ハヤブサ、クサンギ、アオバト等、6種が確認された。



64

7-7 動物

7-7-1 現況調査結果



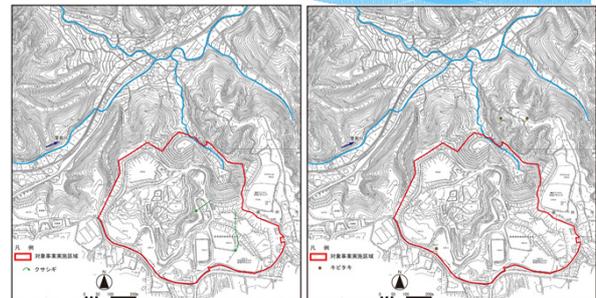
サンショウクイ 確認位置図

アオジ、イカル 確認位置図

65

7-7 動物

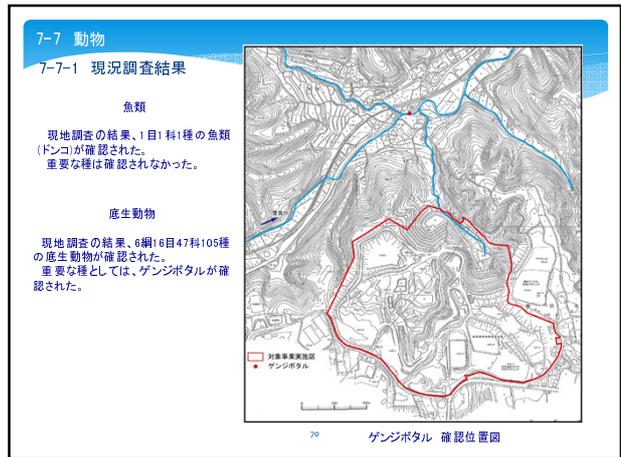
7-7-1 現況調査結果



クサンギ 確認位置図

キビタキ 確認位置図

66



7-7 動物  
7-7-2 最終処分場の設置の工事、存在及び廃棄物の埋立てによる影響

予測結果

対象種	影響予測	予測結果	環境保全措置の概要
カキズミ、クチキコオロギ	工事の実施による改変等による影響	生息場所が消失する。	移殖 生息を確認した場所を改変する前に、個体や朽木を改変区域外の生息環境に移動する。
アホバト、サンショウクイ、アオジ、イカル、トノサマガエル	工事の実施による改変等による影響	生息場所の一部が消失する。	隣地による森林の創出 隣地の創出によって生息環境の代替をはかり、事業の影響を低減する。
アホバト、サンショウクイ、アオジ、イカル	建設機械の稼働による影響(騒音・振動の発生)	繁殖の期に鳴き声を交わすため、騒音による影響を受ける可能性がある。	騒音・振動の発生抑制 騒音・振動の発生を抑制し、事業の影響を低減する。

評価

予測項目	評価結果
工事の実施による改変等による影響	生息が確認された場所が改変される重要種について移殖すること、掘削土仮置場の種子吹付や、埋立て後の森林による緑化を行うことにより、事業による動物への影響は、実行可能な範囲でできる限り低減されると評価する。
建設機械の稼働による影響(騒音・振動の発生)	建設機械については、騒音対策型機械の使用、適切な運行・メンテナンス、使用時間の制限(8時~17時)等により、建設機械の稼働による騒音・振動の発生は実行可能な範囲でできる限り回避または低減されており、環境の保全についての配慮が適正になされていると評価する。

7-7 動物  
7-7-2 最終処分場の設置の工事、存在及び廃棄物の埋立てによる影響

環境保全措置

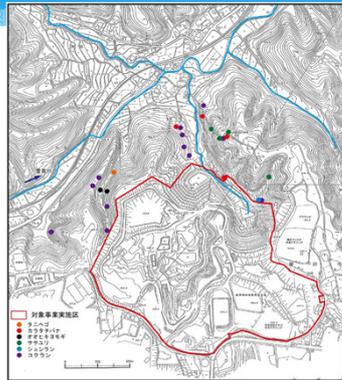
項目	環境保全措置の内容	環境保全措置の効果	他の環境への影響
移殖	・生息を確認した場所を改変する前に、個体や朽木を改変区域外の生息環境に移動する。	動物の移動を助けるため、影響の低減が見込まれる。	他の環境への影響はない。
緑化	・掘削土仮置場、埋立て完了位置については、種子吹付や植林により緑化を行う。	緑化を行うことにより、動物への影響の低減が見込まれる。	他の環境への影響はない。
騒音・振動の発生抑制	・建設機械は、低騒音型建設機械の採用に努める。 ・建設機械、工事関連車両及び廃棄物運搬車両は、無駄な空ふかしやアイドリングを行わないように指導を徹底するとともに、車両が集中することが無いように、適切に運行管理を行う。また、十分に整備・点検を行うことにより、常に良好な状態で使用し、環境への負荷を軽減する。 ・建設機械の稼働時間帯は昼間の8時~17時とし、夜間の環境への負荷を軽減する。 ・浸出水処理施設の設備機器の性能の維持に努め、異常な騒音を発生することがないように適切に維持管理を行う。	騒音・振動の発生を抑制し、動物への影響の低減が見込まれる。	他の環境への影響はない。

7-8 植物

7-8-1 現況調査結果

植物相

現地調査の結果、116科522種の植物を確認した。  
重要な種としては、タニヘゴ、カタチバナ、オオヒキヨモギ、ササユリ、シュンラン、コクランの6種が確認された。



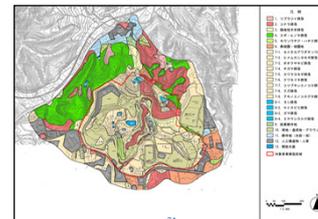
重要な種 確認位置図

7-8 植物

7-8-1 現況調査結果

植物群落

調査地域の植物群落を18タイプに区分し、現存植生図を作成した。  
植生調査地点32地点のうち、外来種が確認された地点は15地点あり、確認地点数が最も多い外来種はセイタカアワダチソウ(10地点)、次いで、ナルトサワギク(5地点)であった。重要な群落は確認されなかった。



7-8 植物

7-8-2 最終処分場の設置の工事、存在及び廃棄物の埋立てによる影響

予測結果

対象種	影響予測	予測結果	環境保全措置の検討
タニヘゴ、オオヒキヨモギ、ササユリ		生育地の変化は無いため、影響は無いと予測される。	-
カタチバナ	工事の実施による変更等による影響	生育地の1箇所は対象事業実施区域に隣接しているが、樹木の伐採範囲から30m程度離れているため影響はないと予測される。その他の生育地についても変更はないため、影響はないと予測される。	-
シュンラン		生育地は対象事業実施区域に隣接しているが、林内に生育しているため影響はないと予測される。	-
コクラン		生育地の1箇所は対象事業実施区域に隣接しているが、樹木は生育しているため影響はないと予測される。	-
タニヘゴ、カタチバナ、オオヒキヨモギ、ササユリ、シュンラン、コクラン	水処理施設の放流水等による影響	水辺に生育する種ではないため、影響はないと予測される。	-

評価

予測項目	評価結果
工事の実施による変更等による影響	重要な種の生育地を改変しないこと、事業完了後は現地の緑地面積の倍以上の緑地を育成すること、緑化には外来種を用いないことから、環境の保全についての配慮が適正になされていると評価する。
水処理施設の放流水等による影響	処理水の放流により、重要な植物や植生が影響を受ける可能性はない。

75

7-8 植物

7-8-2 最終処分場の設置の工事、存在及び廃棄物の埋立てによる影響

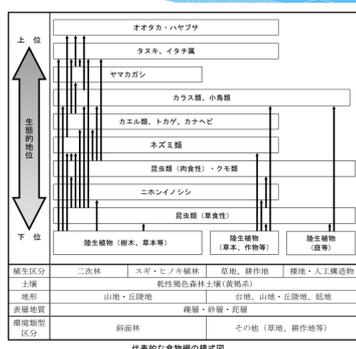
環境保全措置

項目	環境保全措置の内容	環境保全措置の効果	他の環境への影響
緑化	掘削土置き場、埋め立て完了位置については、種子吹付や植林により緑化を行う。 緑化には外来種を用いないものとする。	外来種を用いない緑化を行うことにより、植物への影響の低減が見込まれる。	他の環境への影響はない。

76

7-9 生態系

7-9-1 現況調査結果



代表的な食物網の様式図

7-9 生態系

7-9-2 最終処分場の設置の工事、存在及び廃棄物の埋立てによる影響

予測結果

対象種	影響予測	予測結果	環境保全措置の概要
イタチ属、落葉広葉樹林(高木林)、アオバト	工事の実施による変更等による影響	生息場所の一部が消失する。	緑化による樹林の創出。樹林の創出によって生息環境の代償をはかり、事業の影響を低減させる。
イタチ属	水処理施設の放流水等による影響	餌生物の減少による間接的な影響を受ける可能性がある。	排水処理対策。生息環境の変化や餌生物の減少を抑制し、事業の影響を低減させる。

評価

予測項目	評価結果
工事の実施による変更等による影響	埋め立て後の緑化により樹林化を図ることから、事業による生態系への影響は、実行可能な範囲でできる限り低減されると評価する。
水処理施設の放流水等による影響	水処理施設の放流水による影響に示す保全措置を実施することにより、処理水の放流による影響は実行可能な範囲でできる限り回避または低減されており、生態系の保全についての配慮が適正になされていると評価する。

78

### 7-9 生態系

#### 7-9-2 最終処分場の設置の工事、存在及び廃棄物の埋立てによる影響

##### 環境保全措置

項目	環境保全措置の内容	環境保全措置の効果	他の環境への影響
緑化	・掘削土仮置き場、埋め立て完了位置については、種子吹付や植林により緑化を行う。 ・緑化には外来種を用いないものとする。	緑化を行うことにより、生態系への影響の低減が見込まれる。	他の環境への影響はない。
排水処理対策	・水処理施設の放流水による影響」に示す保全措置を実施することにより、生態系への影響を低減する。	排水処理対策を講じることにより、生態系への影響の低減が見込まれる。	他の環境への影響はない。

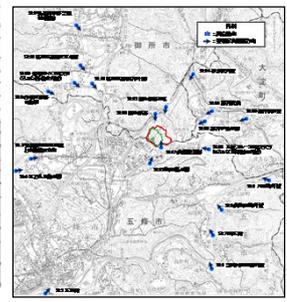
79

### 7-10 景観

#### 7-10-1 現況調査結果

景観の現況調査結果表 (景観的状況)

番号	名称	距離	現況	対策の有無	備考
St.1	自治体庁舎(旧庁舎)	定規	3.7km	×	「景観」を考慮して設計された建物
St.2	自治体庁舎(新庁舎)	定規	3.2km	○	景観に配慮して設計された建物、水処理対策
St.3	国道沿線(国道10号)	定規	2.0km	△	「景観」を考慮して設計された建物、水処理対策
St.4	五方人の集落	定規	4.0km	×	
St.5	国道10号(北)	定規	4.6km	×	
St.6	五方人の集落	定規	3.7km	×	「景観」を考慮して設計された建物、水処理対策
St.7	国道10号	定規	3.0km	×	
St.8	自治体庁舎	定規	2.4km	×	
St.9	八田町集落	定規	3.0km	×	
St.10	自治体庁舎	定規	3.7km	×	
St.11	国道10号	定規	3.0km	×	
St.12	自治体庁舎	定規	3.0km	×	
St.13	自治体庁舎	定規	3.0km	×	
St.14	自治体庁舎	定規	3.0km	×	
St.15	自治体庁舎	定規	3.0km	×	
St.16	自治体庁舎	定規	3.0km	×	
St.17	自治体庁舎	定規	3.0km	×	
St.18	自治体庁舎	定規	3.0km	×	
St.19	自治体庁舎	定規	3.0km	×	
St.20	自治体庁舎	定規	3.0km	×	
St.21	自治体庁舎	定規	3.0km	×	
St.22	自治体庁舎	定規	3.0km	×	
St.23	自治体庁舎	定規	3.0km	×	
St.24	自治体庁舎	定規	3.0km	×	
St.25	自治体庁舎	定規	3.0km	×	
St.26	自治体庁舎	定規	3.0km	×	
St.27	自治体庁舎	定規	3.0km	×	
St.28	自治体庁舎	定規	3.0km	×	
St.29	自治体庁舎	定規	3.0km	×	
St.30	自治体庁舎	定規	3.0km	×	



80

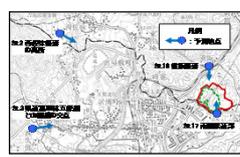
### 7-10 景観

#### 7-10-2 最終処分場の存在による影響

##### 予測結果

景観の予測結果

景観地点	距離	景観的状況
St.2 新築集落の高所	3.2km	自治体庁舎(新築)の建設による景観的変化は、自治体庁舎(旧)の建設による景観的変化と類似する。自治体庁舎(新築)の建設による景観的変化は、自治体庁舎(旧)の建設による景観的変化と類似する。自治体庁舎(新築)の建設による景観的変化は、自治体庁舎(旧)の建設による景観的変化と類似する。
St.3 国道沿線(国道10号)の高所	3.0km	自治体庁舎(新築)の建設による景観的変化は、自治体庁舎(旧)の建設による景観的変化と類似する。自治体庁舎(新築)の建設による景観的変化は、自治体庁舎(旧)の建設による景観的変化と類似する。自治体庁舎(新築)の建設による景観的変化は、自治体庁舎(旧)の建設による景観的変化と類似する。
St.16 重阪集落の高所	3.0km	自治体庁舎(新築)の建設による景観的変化は、自治体庁舎(旧)の建設による景観的変化と類似する。自治体庁舎(新築)の建設による景観的変化は、自治体庁舎(旧)の建設による景観的変化と類似する。自治体庁舎(新築)の建設による景観的変化は、自治体庁舎(旧)の建設による景観的変化と類似する。
St.17 重阪集落の高所	3.0km	自治体庁舎(新築)の建設による景観的変化は、自治体庁舎(旧)の建設による景観的変化と類似する。自治体庁舎(新築)の建設による景観的変化は、自治体庁舎(旧)の建設による景観的変化と類似する。自治体庁舎(新築)の建設による景観的変化は、自治体庁舎(旧)の建設による景観的変化と類似する。



81

### 7-10 景観

#### 7-10-2 最終処分場の存在による影響

##### 予測結果

3km以上の距離があること、造成や埋立による景観の変化が徐々に進行することなどから、眺望の変化を確認することは難しいと予測される。



景観予測結果 (St.2 西佐味集落の高所)

82

### 7-10 景観

#### 7-10-2 最終処分場の存在による影響

##### 予測結果

事前に工業団地の建築物、住宅等が立地していること、3km以上の距離があることなどから、眺望の変化を確認することは難しいと予測される。



景観予測結果 (St.3 泉道富田林五線線と山麓線の交点)

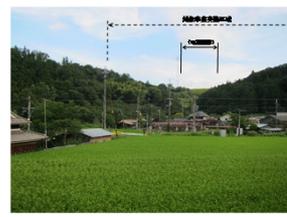
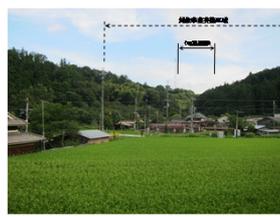
83

### 7-10 景観

#### 7-10-2 最終処分場の存在による影響

##### 予測結果

樹林の間から、新規埋立地北側の盛土法面が視認されるようになるが、視認範囲はごく一部であるため、眺望の変化はほとんどないと予測される。



景観予測結果 (St.16 重阪集落)

84

## 7-10 景観

### 7-10-2 最終処分場の存在による影響

#### 予測結果

将来は道路面の標高220mに対して新規埋立地は230mとなるため、10mの盛土が視認されるようになると予測する。



【現況】



【将来】

景観予測結果 (St.17 対象事業実施区域の南側接道部)

85

## 7-10 景観

### 7-10-2 最終処分場の存在による影響

#### 評価

景観への影響については、各段階における緑化を行うことにより周辺の景観との調和を図る。このため、各地点からの眺望の状況は、現況と比較して違和感がないことから、実行可能な範囲内で低減されているものと評価する。

#### 環境保全措置

項目	環境保全措置の内容	環境保全措置の効果	他の環境への影響
緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>掘削土砂の仮置きが始まった時点で土砂置場の下部法面に植樹を行う。</li> <li>現在の埋立地が埋立完了後に植樹を行う。</li> <li>埋立完了後は、新規埋立地、掘削土砂仮置き場に植樹を行う。</li> </ul>	景観への影響が低減される。	生態系への影響が考えられるため、外来種は使用しない。

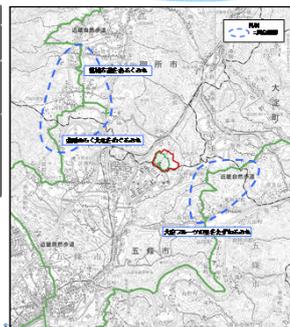
86

## 7-11 人と自然との触れ合い活動の場

### 7-11-1 現況調査結果

人と自然との触れ合い活動の場の調査結果

名称 (調査対象)	調査結果
大宮アークの森 (おとどろきあふ)	本コースに沿って整備されているが、樹木に密着した施設が設置されているが、遊歩道や遊具等の施設はない。休日に遊歩道を利用する観光客が数人見られるが、ウォーキングやハイキングを楽しむ人の数はほとんどない。
おとどろきあふ (文化の森)	本コースの一部はおとどろきあふの敷地内である。遊歩道や遊具等の施設は一部は整備されているが、遊歩道が整備されていない。コースを歩けることは困難である。平日、休日ともにウォーキングやハイキングを楽しむ人の数はほとんどない。コースの一部は遊歩道が整備されているが、利用者はほとんどいないと思われる。
聖域古蹟を歩く (あふ)	本コースの途中には高橋神社(本願寺)や聖域文化財と聖域の歴史文化財がある。聖域の歴史文化財は、遊歩道や遊具等の施設が整備されているが、遊歩道が整備されていない。コースを歩けることは困難である。平日、休日ともにウォーキングやハイキングを楽しむ人の数はほとんどない。



87

## 7-11 人と自然との触れ合い活動の場

### 7-11-2 最終処分場設置の工事、存在及び廃棄物の埋立てによる影響

#### 予測結果

人と自然との触れ合い活動の場の予測結果

予測対象	近畿自然歩道 (近畿ウォーキングの道とつながる)	近畿自然歩道 (御所山文化圏をめぐらる)	近畿自然歩道 (扇谷古道をめぐらる)
対象事業実施区域までの距離(最も近接する位置)	約800m	約1.7km	約1.7km
活動内容や利用状況	ウォーキングやハイキングに利用されていると考えられるが、平日と休日に異なる利用状況がある。利用者は確認できなかった。		
快適性の変化	大気質、騒音、悪臭、景観の予測結果より、触れ合い活動の快適性の変化はほとんどないと考えられる。		
大気質	建設機械の稼働による騒音は、対象事業実施区域の周辺住宅で基準又は目標を下回る。近畿自然歩道は、対象事業実施区域から約800m~1.7km離れていることから大気汚染物質による快適性への影響はない。		
騒音	建設機械の稼働による騒音は、対象事業実施区域の周辺住宅で基準又は目標を下回る。近畿自然歩道は、対象事業実施区域から約800m~1.7km離れていることから騒音による快適性への影響はない。		
悪臭	最終処分場の敷地敷き及び周辺住宅等で埋立処分した結果、特定悪臭物質(2) 臭気及び臭気発生数(臭気発生)は全体的に低減を期待している。埋立処分される廃棄物(品目)は現在の処分場と同じであることから、特定悪臭物質(2) 臭気及び臭気発生数(臭気発生)は埋立処分場と同等と予測する。近畿自然歩道は、対象事業実施区域から約800m~1.7km離れていることから悪臭による快適性への影響はない。		
景観	周辺の眺望に阻まれて対象事業実施区域を視認できない。対象事業実施区域を視認できる場合は、眺望の悪化はほとんどない。眺望の悪化はほとんどない。眺望の悪化はほとんどない。		
利用性の変化 (交通アクセス)	工事用車両、廃棄物運搬車等の運行ルートと、近畿自然歩道のルートが重複する区間は無い。この他に、近畿自然歩道のルートが十分に影響を受けず通行は想定されないことから、利用性の変化はないと予測される。		

88

## 7-11 人と自然との触れ合い活動の場

### 7-11-2 最終処分場の設置の工事、存在及び廃棄物の埋立てによる影響

#### 評価

人と自然との触れ合い活動の場への影響については、大気質、騒音、悪臭、景観に係る環境保全措置を実施することから、実行可能な範囲内で回避又は低減されているものと評価する。

#### 環境保全措置

大気質、騒音、悪臭、景観に係る環境保全措置を実施することから、実行可能な範囲内で回避又は低減されているものと評価する。

89

## 7-12 文化遺産

### 7-12-1 現況調査結果

#### 埋蔵文化財包蔵地の状況

対象事業実施区域の東側敷地境界付近には、2箇所(No.27、No.28)の埋蔵文化財包蔵地等が存在する。



凡例  
 対象事業実施区域  
 埋蔵文化財包蔵地  
 埋蔵文化財包蔵地

90

## 7-12 文化遺産

### 7-12-2 最終処分場の存在による影響

#### 予測結果

埋蔵文化財包蔵地については、対象事業実施区域の東側敷地境界付近で「遺物出土地」(No.27)と「墓・墓地」(No.28)の存在が確認されていることから、事業の実施による影響が予測される。

#### 評価

文化財保護法に基づく手続きの流れに従って、必要な環境保全措置を講じることから、文化遺産への影響は実行可能な範囲内で回避又は低減されるものと評価する。

#### 環境保全措置

2箇所の周知の埋蔵文化財包蔵地については、文化財保護法第93条第1項に基づく奈良県教育長あての発掘届を御所市教育委員会に提出し、その取扱いについては御所市教育委員会と協議を行い、適切な保全措置を講じる。

また、御所市教育委員会との協議結果や調査結果、環境保全措置の内容については奈良県及び関係市町村に報告する。

91

## 7-13 廃棄物等

### 7-13-1 現況調査結果

圃場	植物群落名	圃場面積 (ha)	苗木生産量 (本)	苗木生産量 (本/ha)	苗木生産量 (kg/ha)
№1	落葉広葉樹林(高木林) 密生林	191.6	35.1	183.8	24.4
№2	落葉広葉樹林(高木林) 疎生林	19.7	8.3	41.9	5.5
№3	竹林	50.3	35.1	33.4	11.7
№4	落葉広葉樹林(低木林)	6.5	5.1	8.4	1.1
№5	スギ・ヒノキ植林	66.6	13.6	82.2	22.7

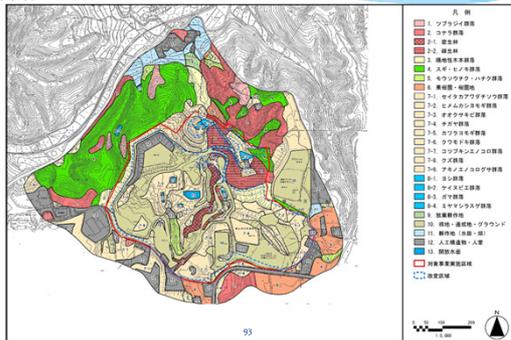


92

## 7-13 廃棄物等

### 7-13-2 建設工事に伴う副産物

#### 予測条件(伐採樹木量)



93

## 7-13 廃棄物等

### 7-13-2 建設工事に伴う副産物

#### 予測条件(伐採樹木量)

植物群落別の改変(伐採)面積

No.	植物群落名	改変(伐採)面積 (ha)
2-1	落葉広葉樹林(高木林) 密生林	0.46
2-2	落葉広葉樹林(高木林) 疎生林	0.41
5	竹林	0.39
3	落葉広葉樹林(低木林)	1.05
4	スギ・ヒノキ植林	0.10
合計		2.41

伐採樹木の原単位

No.	植物群落名	単位面積当たりの樹木現存量 (kg/ha)
2-1	落葉広葉樹林(高木林) 密生林	135.3
2-2	落葉広葉樹林(高木林) 疎生林	92.5
5	竹林	133.3
3	落葉広葉樹林(低木林)	11.5
4	スギ・ヒノキ植林	101.9

94

## 7-13 廃棄物等

### 7-13-2 建設工事に伴う副産物

#### 予測条件(建設廃棄物等)

建設廃棄物等に係る発生原単位(文献による)

用途	延床面積	種類	発生原単位 (kg/m <sup>2</sup> )
全用途	3,000m <sup>2</sup> 未満	がれき	12.0
		ガラス陶磁器	1.3
		廃プラスチック	2.3
		金属くず	1.3
		木くず	3.8
		紙くず	2.2
		石膏ボード	3.4
		その他	1.5
		混合廃棄物	14.3
合計		42.0	

新設する浸出水処理施設の敷地面積2,518m<sup>2</sup>を乗算し、廃棄物量を算出

95

## 7-13 廃棄物等

### 7-13-2 建設工事に伴う副産物

#### 予測結果

##### ◇残土

仮置きた土砂は廃棄物埋め立ての途中で覆土や抑え盛土の材料として、場内で使用する計画であるため、場外搬出はない。このため、建設副産物としての残土は発生しない。

##### ◇伐採樹木

発生量は、199.2tと予測される。

##### ◇建設廃棄物

発生量は、64.0tと予測される。

96

7-13 廃棄物等

7-13-2 建設工事に伴う副産物

評価

◇残土

廃棄物の埋立て途中で覆土や抑え盛土の材料として使用し、場外搬出は行わない計画である。

◇伐採樹木及び建設廃棄物

現在の埋立地で処理する計画である。

廃棄物発生量の削減及び廃棄物の適正処理により、建設工事に伴う副産物による影響は実行可能な範囲内で低減されているものと評価する。

7-13 廃棄物等

7-13-2 建設工事に伴う副産物

環境保全措置

項目	環境保全措置の内容	環境保全措置の効果	他の環境への影響
廃棄物発生量の削減	・建設工事に発生する発生土は、廃棄物埋め立ての途中で覆土や抑え盛土の材料として利用する。	廃棄物発生量の低減が見込まれる。	他の環境への影響はない。
廃棄物の適正処理	・伐採樹木及び建設廃棄物は現在の埋立地で適正に処理する。	廃棄物が適正に処理されることにより、環境への影響の回避・低減が見込まれる。	他の環境への影響はない。

第8章 事後調査

8 事後調査

8-1 事後調査の内容

環境要素	事後調査の項目	事後調査の内容	
騒音	建設機械騒音	調査を行うこととした理由	対象事業実施区域東側は住宅が近接しており、建設機械の稼働状況によっては、影響の程度に不確実性があるため、事後調査を実施する。
		調査項目	騒音レベル
		調査内容 時期・頻度	住宅との距離が最も近くなる時期として、東側の補助土位置部施工時に実施する。 調査回数：1回
		調査地点	東側敷地境界1地点、住宅位置1地点
騒音	道路交通騒音	調査を行うこととした理由	工事関連車両及び廃棄物運搬車両を対象に予測を行ったが、工事の進捗及び廃棄物の搬入状況によっては、影響の程度に不確実性があるため、事後調査を実施する。
		調査項目	騒音レベル
		調査内容 時期・頻度	工事関連車両及び廃棄物運搬車両が最も多くなる時期に実施する。 調査回数：1回
		調査地点	郷入道路沿道1地点
目安とする基準		敷地境界 85dB(特定建設作業騒音の規制基準) 住宅位置 55dB(環境基準)	
基準を上回った場合の対応の方針		追加措置を含め、環境保全措置を再検討する。	
目安とする基準		道路端における現地調査結果(昼間)は 66dB と環境基準 65dB を超過しているため、予測結果 66.5dB を目安とする。	
基準を上回った場合の対応の方針		追加措置を含め、環境保全措置を再検討する。	

8 事後調査

8-1 事後調査の内容

環境要素	事後調査の項目	事後調査の内容	
振動	建設機械振動	調査を行うこととした理由	対象事業実施区域東側は住宅が近接しており、建設機械の稼働状況によっては、影響の程度に不確実性があるため、事後調査を実施する。
		調査項目	振動レベル
		調査内容 時期・頻度	住宅との距離が最も近くなる時期として、東側の補助土位置部施工時に実施する。 調査回数：1回
		調査地点	東側敷地境界1地点、住宅位置1地点
目安とする基準		敷地境界 75dB(特定建設作業振動の規制基準) 住宅位置 60dB(特定工場)	
基準を上回った場合の対応の方針		追加措置を含め、環境保全措置を再検討する。	

8 事後調査

8-1 事後調査の内容

環境要素	事後調査の項目	事後調査の内容	
悪臭	埋立作業時の悪臭	調査を行うこととした理由	悪臭の拡散については、気象条件等の不確実性を伴うため、事後調査を実施する。
		調査項目	臭気指数(臭気濃度)
		調査内容 時期・頻度	新規埋立地の廃棄物立開後 1回/年(夏季)
		調査地点	周辺3地点
目安とする基準		臭気指数 10未満	
基準を上回った場合の対応の方針		追加措置を含め、環境保全措置を再検討する。	

環境要素	事後調査の項目	事後調査の内容	
水質	河川の水質	調査を行うこととした理由	水処理施設の放流水が流入する曾我川における水質を確認するため、事後調査を実施する。
		調査項目	環境基準項目、ダイオキシン類
		調査内容 時期・頻度	水処理施設稼働後：1回/3年 曾我川上流地点は水処理施設稼働後：1回 <sup>(※)</sup>
		調査地点	周辺3地点
目安とする基準		環境基準及び現地調査結果	
基準を上回った場合の対応の方針		原因を究明し、水処理施設に起因すると考えられる場合は、処理プロセスにおける各設備の点検、整備を行う	

(※) 河川の水質：曾我川上流1地点では<sup>(※)</sup>水処理施設稼働後に1回調査を実施する。

## 8 事後調査

### 8-1 事後調査の内容

事後調査の工程

事後調査項目	回数	工事着手からの年数															
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
事業スケジュール		<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border-bottom: 1px solid black; width: 100%;"></div> <div style="margin-left: 5px;">← 工事期間 →</div> <div style="margin-left: 5px;">↑ 埋立期日 ↓</div> </div>															
騒音	建設機械騒音	騒音レベル	1回	●													
	道路交通騒音	騒音レベル	1回	●													
振動	建設機械振動	振動レベル	1回	●													
悪臭	埋立作業時の悪臭	臭気指数 (臭気濃度)	1回/年		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
水質	河川の水質	環境基準項目、ダイオキシン類	1回/3年		● <sup>(※)</sup>		●		●		●		●		●		●

(※) 河川の水質 - 曾根川上流1地点では、水質汚濁防止法に基づき1回調査を実施する。

103

## 8 事後調査

### 8-2 事後調査結果の報告

事後調査の結果は、調査完了次第速やかにとりまとめ、3ヶ月毎に奈良県及び関係市町(御所市、五條市、吉野郡大淀町の2市1町)に報告するとともに、自社ホームページに掲載し、公表する。

なお、事後調査の結果、著しい環境影響があるとみなされた場合には、奈良県等の関係機関と協議の上、適切な措置を講ずることとする。

104

## 第9章 環境影響評価の委託先の事業者名及び所在地

105

## 第9章 環境影響評価の委託先の事業者名及び所在地

- \* 事業者の名称: 応用地質株式会社
- \* 代表者の氏名: 代表取締役社長 成田 賢
- \* 主たる事業所の所在地:  
大阪市淀川区田川北2丁目4番66号

106